

新たな「知的財産推進計画（仮称）」の策定に向けた意見

～中小企業の知財経営推進が、イノベーションの源泉～

平成 22 年 2 月 15 日

東京商工会議所

昨年 1 2 月に発表された政府の新成長戦略（基本方針）において、「中小企業の知財活用の促進」が、成長を支えるプラットフォームである科学・技術立国戦略の主要目標に掲げられた。

東京商工会議所は、わが国経済の成長エンジンである、企業のイノベーションや新たな成長分野の創出にとって、中堅・中小企業の知的財産経営の推進が極めて重要との認識から、中長期ビジョン・アクションプランの主要項目に位置づけ、調査研究や普及啓発に取り組んでいるところであり、新成長戦略の具体策が早期に実行されるよう強く期待している。

中小企業は、わが国企業の 99.7%、雇用の約 7 割を占める。その技術やノウハウを知的財産として創造・保護し、積極的なビジネス活用に結び付けていくことは、チャレンジする中小企業のイノベーションや新分野進出への意欲を引き出し、地域経済の活力増進や雇用拡大が図られ、引いてはわが国経済の持続的成長に寄与するものと考えられる。

ついては、政府の新たな知的財産戦略の推進にあたり、政府並びに知的財産戦略本部が力強いリーダーシップを発揮されることを期待するとともに、中堅・中小企業の知的財産戦略促進の視点から、盛り込むべき政策事項等について具体策とともに意見を述べる。

記

1. 「個が光るイノベーション」のための知財戦略の推進について

わが国には、優れたものづくりや先端技術など世界最高水準の技術力や、海外からも評価を受けるコンテンツ等を保持しており、その開発過程における中小企業の役割は、極めて大きい。中でも東京は、多様な産業や大学や研究機関の多くが集積し、特許の出願件数も全国の約半数を占めるなど、知的財産の一大拠点となっている。今後も産業、技術、知識、人材の集積を活用することにより、イノベーションを創出し、新たな需要を生み出していくこと原動力となるが強く求められている。

わが国がこうした強みを活かしていくためには、「知的財産戦略」「技術開発」「国際標準化への対応等による市場拡大」のバランスのとれた推進が肝要であり、次のような政策が必要と考える。

- (1) 試作品開発、需要調査、ビジネスプラン作成等の支援制度について、中堅・中小企業が創造した知的財産をベースとしている場合は支援措置に知財関連費用を上乗せすること。
(知財上乗せ制度の創設)
- (2) ビジネス拡大に資する観点から、中小企業の知財マインドを向上させるための普及啓発活動を大幅に拡充すること。
- (3) 知的財産の創造・保護に加え、さらなる結合・活用を担う人材の育成支援を強化・拡充

すること。

- (4) 弁理士等の外部専門家が、知的財産を活用した中小企業の事業拡大に積極的に取り組むようインセンティブを創設すること。
- (5) 知的財産戦略への影響が大きい国際標準化活動については、官民一体となって、大幅に強化すること。特に、中堅・中小企業が、技術開発、知的財産、市場開拓等の面で迅速に対応できるよう標準化に向けた最新動向等の情報提供を強力に推進すること。
- (6) 中小企業の知財活用には、産学連携や地域クラスターとの連携が重要であることから、中小企業が参加しやすい環境整備や情報提供を積極的に行うこと。

2. 中小企業の知的財産の創造支援について

中小企業の知的財産創造を促進する支援策は多岐にわたり、有益な制度や事業が設けられている。しかし、いまだに多くの中小企業がこれらの制度や支援策を十分に活用できていないのが実情である。

また、過去に見直しがなされたにも関わらず、いまだに費用負担や各種制度への対応に苦勞している中小企業は多いため、次のような抜本的な改革・政策が必要と考える。

(1) 「中小企業特許関係料金半額制度」の創設

○中小企業出願時応援セット

- ①各地の知財センターに登録している弁理士を「国選弁理士」として位置づけ、国選弁理士による中小企業の特許出願については、出願時に審査請求と早期審査請求を同時に行い、特許庁は2カ月以内に合否の結論を出すこと。なお、費用は国選弁理士費用10万円、出願料及び審査請求料を10万円、合計20万円の定額制とすること。
- ②上記の特許等が認められた場合について、特許料金を一括払いする時は、特許料金全体を半額とすること。
- ③適用要件は、現在赤字中小企業等に限定されているが、黒字中小企業にも拡大する。申請書類は、アメリカと同様に中小企業である旨の自己宣誓書のみとする。

(2) 「特許効力安定化制度」の創設

審査・審判・裁判の判断基準や法的根拠の違いを一層明確化し、企業の見込み可能性を高めるため、以下のような制度を導入すべきと考える。なお、導入にあたっては、国際的なハーモナイゼーションに十分配慮しつつ、日本の制度が国際的に認められるようリーダーシップを発揮すべきである。

- ①特許庁内部の審査基準を省令化すること。
 - ②特許庁の審判官の任用試験制度を導入すること。
 - ③裁判所は、特許庁の審査・審判の結果について、有効推定原則を導入すること。
- (3) 国選弁理士以外の専門家への相談等に係る費用助成拡充と申請書類の簡素化を行うこと。
 - (4) 特許や商標における審査着手の見通し時期については、目安ではなく、具体的な時期を出願人に明示するとともに、特許庁はその期日を遵守すること。
 - (5) 特許等の知的財産に関する審査期間の大幅な短縮を早期に図ること。
 - (6) 専門家に頼らずに基本的な権利化手続きが行える簡易なマニュアル等の整備を行うこと。
 - (7) 中小企業向けに当面の間、電子出願及び書面出願の両方の提出方法を継続すること。

- (8) 中小企業の優れた知的財産を、資産価値として数値化・指標化する仕組みを構築し、融資等に活用できる制度を創設すること。

3. 中小企業の知的財産保護の徹底について

中小企業には、知的財産として権利化されていないが、事業活動を支える技術上のノウハウ・アイデアが多数存在している。その管理や保護を徹底し、安定した事業活動に資するため、次のような政策が必要と考える。

- (1) 不正競争防止法における営業秘密侵害に係る刑事訴訟手続きについては、裁判において営業秘密が公にならないよう、早期に適切な法的措置を講じること。
- (2) 中小企業自らもノウハウ・アイデア等の営業秘密の管理が重要であるため、営業秘密管理指針（改訂版）や知財権に関連する業界別指針、下請法の規制内容について、指導及び普及啓発を行うとともに、関係当局はサポーティングインダストリーが持つ技術やノウハウが守られるよう、保護や監視を徹底すること。
- (3) 国内での裁判において、判決が出るまでの期間「侵害し得」とならないよう、侵害を受けた権利者に対する配慮を行うこと。また裁判に至らない場合においても、判定制度（特許法第71条）等を活用し、中小企業の知的財産を侵害する等が認められた場合は、侵害社名を公表するなどの対応を行うこと。
- (4) 海外における侵害の是正について、日本政府による相手国への働きかけを強化するとともに模倣品海賊版防止条約の早期締結を図ること。
- (5) ジェトロによる侵害発生国・地域への監視および中小企業からの相談体制の拡充や、外国侵害調査費用等への助成制度の拡充を図ること。
- (6) 中小企業は、知的財産の情報や知識が不足がちであるため、結果として明細書及びその効力が不十分となることが散見されるため、親身になって相談でき、実行力のある権利取得を可能にする弁理士等の外部専門家を手軽に活用する制度を構築し、あわせてそのリストを作成・公表すること。

4. 中小企業の知的財産の活用推進について

中小企業が知的財産を活用しビジネスの拡大を図るためには、既存の市場や需要だけでなく、新たな成長分野への挑戦や海外市場への積極的な販路開拓を行うことが重要であり、次のような政策が必要と考える。

- (1) 日本伝統の工芸品や地域の特産品、技術力の高い製品やコンテンツなど、今までは組み合わせることのなかった新結合による新しい商品を創出し、新たな需要の掘り起こしのための支援を行うこと。
- (2) 日本の製品やサービスのブランド力を向上させ、情報発信や販路開拓等を、官民一体となって内外に強力に推進すること。
(例：「葛飾ブランド（葛飾町工場物語）」「板橋ファインワークス」等の取り組み支援)
- (3) 中小企業向けグッドデザイン賞ないしはそれに準ずるデザイン賞の創設すること。
- (4) 1社1品、自社デザイン、自社ブランドなどの自社知財所有運動を推進すること。
- (5) 中小企業の優良知財ネット見本市を開設するとともに、海外との取引がスムーズに行え

るよう「海外商談コンシェルジュサービス」を創設し、海外との商談・契約等交渉の窓口はこのコンシェルジュが全て代行できる制度を創設すること。

- (6) 特許電子図書館と文献・権利・技術情報等とを相互に連携・一元化することにより、中小企業が技術情報をシームレスに活用できるような総合的なデータベースを構築すること。

5. 海外進出における中小企業への支援について

成長著しいアジア新興国をはじめ、世界へ進出している中堅・中小企業は年々増加しており、海外における事業展開や販路開拓支援等のために、次のような政策が必要と考える。

- (1) 日本の知財集約製品等の国際展開と輸出強化支援をおこなうとともに、各国の標準規格（例えば、EUにおけるCE マークなど）の取得費用や安全規制に係る費用に対する補助制度を創設すること。
- (2) 海外に進出する中小企業向けに、進出国における安価な「商談・契約交渉・侵害対応代行サービス」を創設すること。
- (3) 知財保護が重要な新興国において、中小企業の外国特許に係る特許料、翻訳料、弁理士料も含めた全ての費用が半額となるような助成制度の拡充を図ること。
- (4) 海外における知的財産権訴訟費用に係る政府保証付き保険制度を創設すること。

6. コンテンツ産業の振興支援について

東京には、将来の成長産業として期待されているマンガ、アニメを始めとするコンテンツ産業の集積があり、これらの集積を東京の地場産業・地域ブランドとして確立し、積極的に活用・推進することが重要であるため、次のような政策が必要と考える。

- (1) 海外で評価され、将来有望な成長産業であるコンテンツ産業について新たな成長目標を策定すること。
- (2) 劇場内で無断撮影された映像や著作権侵害映像等の違法流通の取締りを強化すること。
- (3) 国際見本市への共同出展など官民一体となったコンテンツの国際展開や輸出支援の強化、および模倣品・海賊版対策の強化を行うこと。
- (4) 日本伝統の工芸品や地域の特産品、技術力の高い製品やコンテンツなど、今までは組み合わせることのなかった新結合による新しい商品を創出し、新たな需要の掘り起こしのための支援を行うこと（再掲）。
- (5) コンテンツ産業を支える人材の育成支援を強化すること。
- (6) 著作権や意匠権については、利用当事者にとってわかりづらい制度であるため、相談体制を充実させ、普及啓発活動を推進すること。

以上